

1 「かながわDV防止・被害者支援プラン」改定素案について

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

「かながわDV防止・被害者支援プラン」に基づき、DV防止・被害者支援に関する取組みを行ってきたが、県配偶者暴力相談支援センターの相談件数は5千件前後で推移し、DVに対する県民の認識割合は低いなど、依然として課題が残されている。この課題に対応するため、「かながわDV防止・被害者支援プラン」を改定する。

イ 計画の位置付け

- (ア) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画とする。
- (イ) 県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画とする。
- (ウ) 「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」における、配偶者等からの暴力防止及び暴力被害者への支援を重点的に推進するための計画とする。

ウ 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 現状の課題と計画改定のポイント

次の4点について充実・強化し、改定を行う。

- (ア) 県配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、5千件前後で推移している。そのため、啓発冊子の作成・配布、トレーニング・セミナーの実施など、DV予防対策を強化する。
- (イ) 「精神的暴力」等のDVに対する県民の認識割合は、依然として低い。そのため、相談実例を収集・分析した啓発冊子を作成し、県内大学等に広く配布するなど、啓発を強化する。
- (ウ) DV被害者の多くは、多様で複合的な課題を抱えている。そのため、県及び市町村等の相談・支援に対応する職員が、能力や経験に応じた研修を受講することで資質が向上できるよう、研修体制を強化する。
- (エ) 被害者支援の充実には、被害者に対してきめ細かな支援を行っている民間団体との連携が欠かせない。そのため、被害者支援に取り組んでいる民間団体に対する支援を強化する。

(2) 改定計画素案の概要

ア 計画の基本的な考え方

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の対象地域
- (ウ) 計画の性格
- (エ) 計画期間

イ 神奈川のDV対策の現状と課題

ウ 計画の内容

- (ア) 基本認識
- (イ) 重点目標
- (ウ) 施策の体系
- (エ) 具体的な施策内容
 - a 重点目標Ⅰ 暴力の未然防止
 - b 重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備
 - c 重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備
 - d 重点目標Ⅳ 自立支援の促進
 - e 重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等

エ 数値目標

オ 推進体制

(3) 今後のスケジュール

平成30年12月～平成31年1月

改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

平成31年1月 神奈川県DV対策推進会議、神奈川県男女共同参画審議会にて検討

2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告

3月 改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料1 「かながわDV防止・被害者支援プラン」改定素案